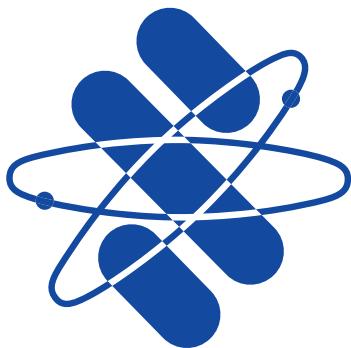


第52回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成30年6月22日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都千代田区神田錦町2-9
コンフォール安田ビル 地下1階
安田コミュニティープラザ

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第52回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 2 |
| 計算書類 | 16 |
| 監査報告 | 19 |
| 株主総会参考書類 | 23 |
| 議案及び参考事項 | |
| 第1号議案 剰余金処分の件 | |
| 第2号議案 取締役1名選任の件 | |

証券コード 4752
平成30年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役社長 尾 崎 裕 一

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町2-9 コンフォール安田ビル
地下1階 安田コミュニティープラザ
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第52期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
(議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（23頁から24頁まで）に記載のとおりであります。)

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

<<当社ウェブサイト>> <http://www.showa-sys-eng.co.jp>

提供書面 事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益及び雇用・所得環境の改善などを背景に好景況感な基調で推移しております。一方、世界経済は、米国の不安定な政策動向や北朝鮮の緊迫した情勢に伴う地政学的リスク等から根強い不確実性があり予断を許さない状況が続いております。

当社を取巻く情報サービス産業においては、人工知能（AI）やIoTに見られるようにICTの急速な技術進化が社会にイノベーションを起こし、デジタルトランスフォーメーションに拍車をかけ次世代ビジネスサービスへの対応が求められております。

このような状況の中、当社は市場動向を鑑み受注活動に際し経営資源の計画的有効活用を図り生産性向上に努め、また、販売管理費等の削減を実施してまいりました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高6,077百万円（前期比1.1%減）、営業利益457百万円（前期比8.0%増）、経常利益465百万円（前期比5.2%増）、当期純利益321百万円（前期比12.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. ソフトウェア開発事業

ソフトウェア開発事業は、売上高5,955百万円（前期比1.2%減）、売上総利益917百万円（前期比4.9%増）となりました。

b. BPOエントリー事業

BPOエントリー事業（業務代行サービス）は、売上高121百万円（前期比3.9%増）、売上総利益0百万円（前期は売上総利益1百万円）となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 49 期 (平成27年 3 月期) | 第 50 期 (平成28年 3 月期) | 第 51 期 (平成29年 3 月期) | 第 52 期 (当事業年度) (平成30年 3 月期) |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 5,790,762 | 6,742,212 | 6,142,746 | 6,077,061 |
| 経 常 利 益 (千円) | 357,417 | 412,216 | 442,217 | 465,343 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 181,390 | 194,936 | 286,261 | 321,170 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 38.96 | 41.87 | 61.48 | 72.07 |
| 総 資 産 (千円) | 5,107,783 | 5,341,999 | 5,636,353 | 5,823,004 |
| 純 資 産 (千円) | 2,499,359 | 2,634,315 | 2,854,201 | 2,993,759 |
| 1 株当たり純資産額 (円) | 536.79 | 565.77 | 613.01 | 676.58 |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
 なお、期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。
2. 第52期（当事業年度）の状況につきましては、前記「1. 会社の現況（1）当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内外を問わず、企業のデジタルビジネスへの取り組みが加速するなか、魅力的なサービスの提供及び高い競争力を持つビジネスモデルの実現が、企業の情報化投資を牽引すると期待されます。一方で高度なスキルを持つ技術者の確保や同業他社との受注競争が引き続き課題になると見ております。

当社の対処すべき課題は、引き続き次のとおりであります。

① ナレッジ型ビジネスの深化と拡大

長年蓄積したソリューションノウハウを活かし、マーケットの動向を注視しつつ資源の集中を図ることで、事業の拡大はもとより顧客満足度の向上に邁進してまいります。加えて顧客の課題解消をはじめ新たなサービスの創出に至るまで、高度なスキルと提案力で積極的に実現してまいります。

- ② ファクトリー型請負ビジネスへの取り組みと推進
 当社の持つ開発スキルとノウハウを最大限に活かし、システム化計画からシステムの構築・納入までを請け負うファクトリー型請負ビジネスの定着に注力してまいります。
- ③ デジタルビジネスへの取り組み
 ビジネスイノベーション室デジタルビジネスグループを新設し、開発要員の技術力強化を目的とした教育及び開発体制の構築と拡充をもって、デジタルビジネス領域への参入拡大を図ります。
- ④ 技術者の育成
 日進月歩で技術革新が続く情報サービス産業において安定的成長を維持するために、市場が求める技術者確保に向けた採用計画と、将来を見据えた戦略的な人材育成計画に積極的に取り組んでまいります。
- ⑤ 採算管理体制の維持・強化
 開発要員の不稼働による損失を排除するとともに、プロジェクト毎の採算悪化を防止するため、プロジェクトマネージメントレビューを一層充実させ、採算管理体制の維持・強化を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は、コンピュータのソフトウェア開発事業、BPOエントリー事業及びその他関連諸事業を主たる業務としております。

| 事業内容 | 主要製品 |
|------------|---|
| ソフトウェア開発事業 | 情報システムの開発 システムインテグレーション・サービス 情報システムの開発・運用に関するコンサルティング |
| BPOエントリー事業 | データエントリー・サービス、業務代行等サービス |

(6) 主要な事業所等（平成30年3月31日現在）

本 社 東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
 大阪支社 大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号
 中目黒分室 東京都目黒区上目黒1丁目21番12号

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 427名 | — | 37.3歳 | 14.4年 |

(注) 上記使用人数には、取締役及び臨時社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|----------|----------|
| 株式会社愛媛銀行 | 10,000千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況

(平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,810,000株 (自己株式385,169株を含む)
- (3) 株主数 1,373名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------|------------|---------|
| 尾 崎 裕 一 | 1,017,900株 | 23.00% |
| 古 殿 恭 子 | 474,000株 | 10.71% |
| 有 限 会 社 オ ー エ ム 商 事 | 200,000株 | 4.51% |
| 昭和システムエンジニアリング従業員持株会 | 192,300株 | 4.34% |
| 株 式 会 社 愛 媛 銀 行 | 180,000株 | 4.06% |
| 日 本 ユ ニ シ ス 株 式 会 社 | 150,000株 | 3.38% |
| 山 口 勝 彦 | 125,100株 | 2.82% |
| 戸 堀 淳 子 | 100,000株 | 2.25% |
| 山 口 岳 彦 | 96,000株 | 2.16% |
| 昭和システムエンジニアリング取引先持株会 | 86,000株 | 1.94% |

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てております。
持株比率は、自己株式 (385,169株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

- (2) 事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-----------|---------------------------------|
| 代表取締役社長 | 尾 崎 裕 一 | |
| 専務取締役 | 立 花 昌 幸 | ソリューションサービス事業本部長 |
| 常務取締役 | 西 川 康 雄 | 管理本部長 |
| 常務取締役 | 関 □ 雅 博 | ソリューションサービス事業本部副本部長 兼第二統括部長 |
| 取締役 | 川 合 雅 浩 | ソリューションサービス事業本部第三統括部長 |
| 取締役 | 小 □ 修 一 郎 | ソリューションサービス事業本部第一統括部長 兼大阪支社長 |
| 取締役 | 榮 哲 男 | |
| 常勤監査役 | 吉 田 徳 長 | |
| 監査役 | 西 牧 良 悦 | 税理士 株式会社うかい社外監査役 |
| 監査役 | 野 □ 英 明 | 弁護士 |

- (注) 1. 取締役 榮 哲男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 西牧良悦氏及び野口英明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 榮 哲男氏及び監査役 西牧良悦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 西牧良悦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役 西牧良悦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|----------------------|-----------|------------------------|
| 取 （う ち 社 外 取 締 役） | 7名 (1) | 117,200千円 (2,400) |
| 監 （う ち 社 外 監 査 役） | 3 (2) | 18,600 (5,400) |
| 合 計 | 10 | 135,800 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月19日開催の株主総会決議において年額1億8千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成元年5月27日開催の株主総会決議において年額2千万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係につきましては、8頁「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名 | 地位 | 主な活動状況 |
|---------|-----|--|
| 榮 哲 男 | 取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、16回全てに出席し、主にIT業界で培った知識・見地から適宜発言を行っております。 |
| 西 牧 良 悦 | 監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、16回中14回、また、監査役会には、18回中16回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。 |
| 野 口 英 明 | 監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、16回中14回、また、監査役会には、18回中15回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人大手門会計事務所

(2) 報酬等

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 10,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 10,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、監査役会において会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断をし、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定した場合は、本議案を決議の上、株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の前事業年度における業務執行状況や実績を分析・評価し、当事業年度の監査計画、報酬額の見積りの算出根拠、算定内容の合理性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役及び使用人が当社の経営理念及び行動指針に基づき、法令、定款及び社内規則の遵守はもとより社会規範を遵守するよう、研修等を通じ教育・啓発を継続的に行う。
- ロ 内部牽制組織を設け、定期的な監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ハ 社内において法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合は、使用人が直接通報できるように内部通報の制度を設ける。
- ニ 財務報告の信頼性を確保するために、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用に努める。
- ホ 反社会的勢力排除に向け、当社「行動指針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引その他一切の関係を持たず毅然とした姿勢で対応する。さらにこれら関係ある企業、団体、個人とは一切関係を持たないこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行う。

- イ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
- ロ 各種委員会その他重要会議の議事の経過及びその関連資料
- ハ 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は証券取引所に提出した書類の写し等その他重要文書

情報の保存期間及び保存場所等の保存及び管理に関する体制については、文書管理規程、情報セキュリティ基準及び個人情報保護マネジメントシステムに定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営全般に係るリスクに対応するため、リスク・危機管理規程を定め、その整備・運用をするとともに、内部牽制組織及び外部機関により運用状況を監視又は審査する。

有事においては、リスク・危機管理規程に基づき各事業部門又は会社全体として対応することとする。

また、災害等での本社機能喪失時に備え、支社に本社基幹システムのデータをバックアップし、その復旧するまでの期間、支社が運用を代行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び職務執行状況の監督等を行う。さらに、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を適宜行うために、臨時の取締役会をその都度開催する。

また、社長以下役付取締役をメンバーとする経営会議を適宜開催し経営に関する意思決定を迅速に行う。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換のうえ決定する。

ロ 使用人が監査役を補助する期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

ハ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。

取締役及び使用人が、監査役へ報告を行うことができる体制を維持し、いかなる場合においても報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利な取り扱いを行わないものとする。

⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、費用の前払等の請求をしたときは、請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。なお、監査役は、費用の支出に当たっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

⑧ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

また、取締役は、監査役による監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役が監査を行うための環境を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」を内部牽制組織である「内部統制推進グループ」のもと、実効性ある体制の整備、運用、維持、見直しを推進するとともに、定期的に運用状況を取締役会において評価いたしております。運用状況の概要は以下のとおりです。

当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役1名）で構成されており、その取締役会には監査役3名（うち、社外監査役2名）が出席し当事業年度において16回開催され、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行いました。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行うことで経営監視機能の強化及び向上を図っております。

また、コンプライアンス体制、リスク対応及び財務報告に係る内部統制を含む内部統制システムの運用確認については、当事業年度においてリスクマネジメント委員会のもと内部統制推進会議（常勤監査役出席）を7回開催し、法令等に則り実効性ある内部統制システムの運用が図られ、社員への啓蒙、周知徹底、社内諸規程等の制定、改定等を行い有効性の向上を図っております。

平成30年度も引き続き同基本方針に則り適正な運用に努めるよう徹底してまいります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 4,710,103 | 流 動 負 債 | 858,126 |
| 現金及び預金 | 3,859,804 | 買掛金 | 202,647 |
| 売掛金 | 698,589 | 短期借入金 | 10,000 |
| 仕掛品 | 11,109 | 未払金 | 86,310 |
| 前払費用 | 17,730 | 未払費用 | 67,059 |
| 繰延税金資産 | 122,461 | 未払法人税等 | 103,607 |
| その他 | 409 | 未払消費税等 | 50,670 |
| 固 定 資 産 | 1,112,900 | 預り金 | 24,296 |
| 有 形 固 定 資 産 | 176,547 | 賞与引当金 | 313,536 |
| 建物 | 58,898 | 固 定 負 債 | 1,971,118 |
| 構築物 | 4,321 | 役員退職慰労未払金 | 60,973 |
| 車両運搬具 | 1,752 | 退職給付引当金 | 1,910,144 |
| 器具及び備品 | 10,531 | 負 債 合 計 | 2,829,245 |
| 土地 | 101,043 | 純 資 産 の 部 | |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,678 | 株 主 資 本 | 3,120,559 |
| ソフトウェア | 346 | 資 本 金 | 630,500 |
| その他 | 3,332 | 資 本 剰 余 金 | 553,700 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 932,675 | 資 本 準 備 金 | 553,700 |
| 投資有価証券 | 203,971 | 利 益 剰 余 金 | 2,137,047 |
| 従業員長期貸付金 | 16,172 | 利 益 準 備 金 | 99,000 |
| 繰延税金資産 | 561,321 | その他利益剰余金 | 2,038,047 |
| 差入保証金 | 118,698 | 別 途 積 立 金 | 740,000 |
| 会 員 権 | 27,350 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 1,298,047 |
| その他 | 5,160 | 自 己 株 式 | △ 200,688 |
| 資 産 合 計 | 5,823,004 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △ 126,799 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 52,579 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | △ 179,378 |
| | | 純 資 産 合 計 | 2,993,759 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,823,004 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 6,077,061 |
| 売上原価 | 5,159,240 |
| 売上総利益 | 917,821 |
| 販売費及び一般管理費 | 460,004 |
| 営業利益 | 457,816 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 497 |
| 受取配当金 | 4,213 |
| 受取手数料 | 893 |
| 受取家賃 | 1,860 |
| 雑収入 | 384 |
| 合計 | 7,848 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 42 |
| 自己株式取得費用 | 278 |
| 合計 | 321 |
| 経常利益 | 465,343 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 15,977 |
| 合計 | 15,977 |
| 税引前当期純利益 | 481,320 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 179,614 |
| 法人税等調整額 | △19,465 |
| 当期純利益 | 321,170 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|---------------|-----------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 630,500 | 553,700 | 553,700 | 99,000 | 740,000 | 1,046,717 | 1,885,717 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | — | | | △69,840 | △69,840 |
| 当 期 純 利 益 | | | — | | | 321,170 | 321,170 |
| 自己株式の取得 | | | — | | | | — |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額) | | | — | | | | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | 251,329 | 251,329 |
| 当 期 末 残 高 | 630,500 | 553,700 | 553,700 | 99,000 | 740,000 | 1,298,047 | 2,137,047 |

| | 株主資本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------|-------------|------------------|----------------|----------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株主資本 合 計 | その他有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差 額 金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | △61,168 | 3,008,749 | 24,831 | △179,378 | △154,547 | 2,854,201 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △69,840 | | | — | △69,840 |
| 当 期 純 利 益 | | 321,170 | | | — | 321,170 |
| 自己株式の取得 | △139,519 | △139,519 | | | — | △139,519 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額) | | — | 27,747 | | 27,747 | 27,747 |
| 当期変動額合計 | △139,519 | 111,810 | 27,747 | — | 27,747 | 139,558 |
| 当 期 末 残 高 | △200,688 | 3,120,559 | 52,579 | △179,378 | △126,799 | 2,993,759 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 井 真 悟 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 亀 ヶ 谷 顕 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭和システムエンジニアリングの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

株式会社昭和システムエンジニアリング 監査役会

常勤監査役 吉 田 徳 長 ㊟

社外監査役 西 牧 良 悦 ㊟

社外監査役 野 口 英 明 ㊟

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役社長 尾 崎 裕 一

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、株主資本の充実と収益力の向上を維持するとともに、従来 of 安定的な配当に加え、今後の業績に裏付けられた適正な利益配分を勘案の上、配当性向30%~40%を目標として決定することとしております。剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第52期期末配当に関する事項

第52期の期末配当につきましては、当事業年度の業績に応じた利益還元を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金24円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は106,195,944円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制及びガバナンス機能の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

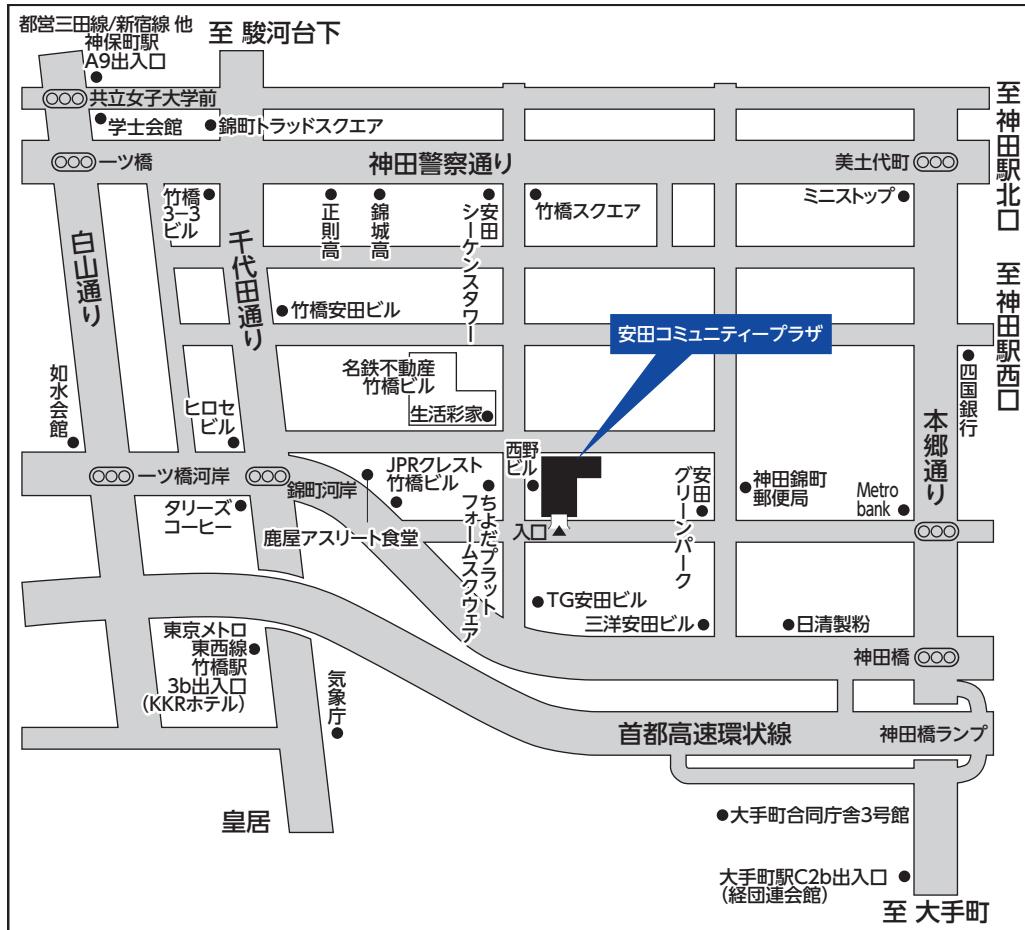
| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社 株式の数 |
|---|---|----------------|
| あり さか ひろ ふみ 有 坂 洋 文 (昭和38年6月30日生) | 昭和61年4月 日興証券株式会社入社 平成19年2月 日興システムソリューションズ株式会社 執行役員 平成23年4月 同社取締役 平成25年4月 同社代表取締役社長 現在に至る | — |

- (注) 1. 有坂 洋文氏は、日興システムソリューションズ株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間でシステム開発委託の取引があります。
2. 有坂 洋文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 有坂 洋文氏は、IT業界における長年の業務経験及び経営者として培った幅広い見識を活かしていただくとともに、社外の客観的・専門的見地から経営全般について実効性のある助言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 有坂 洋文氏は、現に当社の特定関係事業者である日興システムソリューションズ株式会社の業務執行者であり、また、過去5年間においても同社の業務執行者であります。
5. 本総会において、有坂 洋文氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田錦町2-9 コンフォール安田ビル 地下1階
安田コミュニティープラザ



- | | | | |
|-------------|--------|-------|-------|
| 都営三田線/新宿線 他 | 神保町駅下車 | A9出口 | 徒歩約8分 |
| 東京メトロ東西線 | 竹橋駅下車 | 3b出口 | 徒歩約5分 |
| 東京メトロ丸ノ内線 他 | 大手町駅下車 | C2b出口 | 徒歩約8分 |